

陸前高田市業務継続計画

陸 前 高 田 市

業務継続計画とは

大規模な災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うことになるが、過去の災害においては、首長の不在、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により、災害対応に支障をきたした事例もあることから、災害時においても、一定の業務を的確に行えるようその対策を事前に準備しておくことが必要である。

業務継続計画は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（※非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることにより、災害発生時にあっても適切な業務執行を行うための取組みを定めるものである。

※非常時優先業務

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

目 次

1 基本的事項	1
(1) 計画の目的	1
(2) 地域防災計画との関係	2
(3) 業務継続計画の基本方針	3
(4) 業務継続計画の発動及び解除	3
2 業務継続計画の前提条件	4
(1) 想定する地震	4
(2) 想定する津波	4
(3) 想定する被害	4
3 業務継続体制の確立における重要6要素	5
(1) 市長不在時の代行順位及び職員の業務体制	5
(2) 代替庁舎の特定	6
(3) 電気、水、食料等の確保	6
(4) 通信手段の確保	7
(5) 重要な行政データのバックアップ	7
(6) 非常時優先業務	8
4 業務継続計画の継続性の確保	15
(1) 研修・訓練の実施	15
(2) 課題の抽出	15
(3) 計画の見直し	15

1 基本的事項

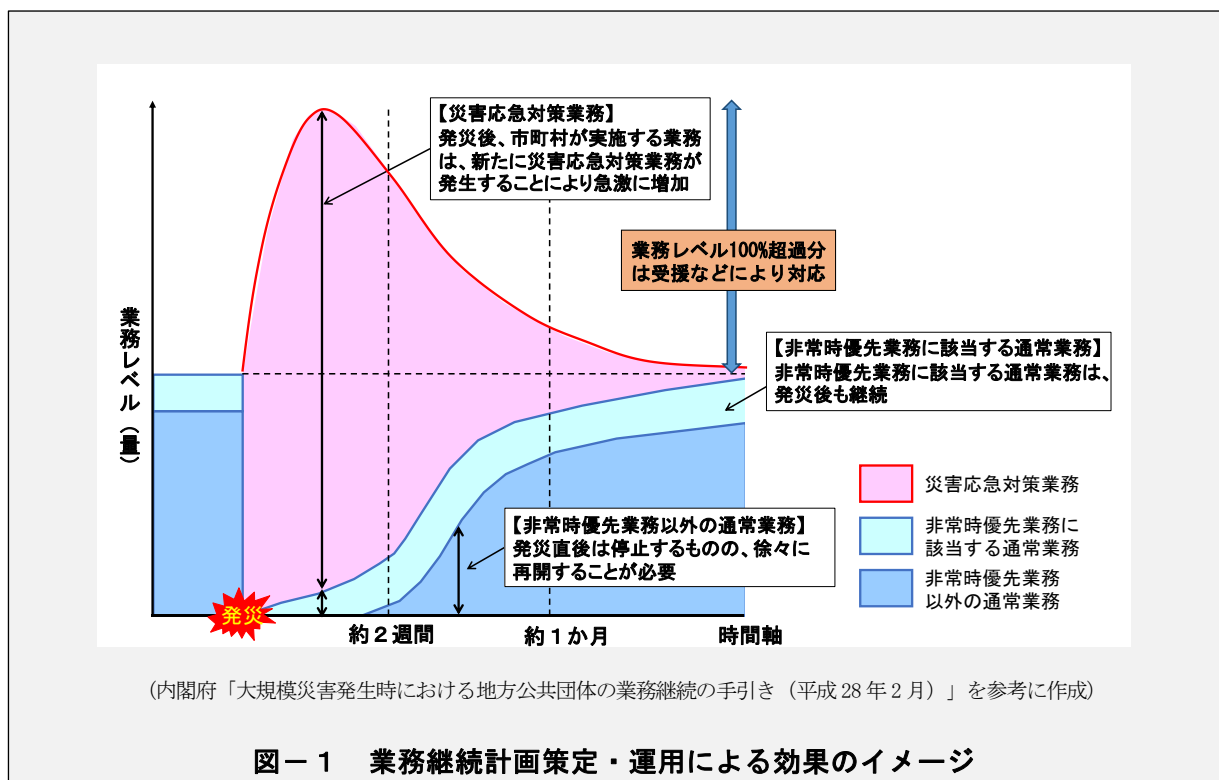
(1) 計画の目的

市は、地震、津波、洪水、土砂災害など大規模な自然災害による被害が発生した際、市民の生命を守り、生活を再建するために多くの業務を速やかに遂行しなければならないが、大規模な自然災害の場合には、行政自らも被災することが予想される。そのような状況下にあっても、市民の生命を守るための災害対策業務及び市民生活に不可欠な通常業務は全力を挙げて実施する必要がある。

東日本大震災において本市では、職員や庁舎が被災し、業務実施に必要な『資源』である人員、施設、ライフライン等に大きな被害を受け、膨大な業務の集中等により行政機能に大きな支障が生じた。

「陸前高田市業務継続計画」（以下、「本計画」という。）は、この震災の経験から学んだ教訓を基に、今後、本市に大規模な自然災害による被害が発生した際にあっても、必要な業務を継続して迅速且つ適切に行うことができるよう、優先的に行うべき業務をあらかじめ特定しておくとともに、必要資源の確保及び配分等の方策を計画として定め、行政機能の継続性の確保を図るものとする。

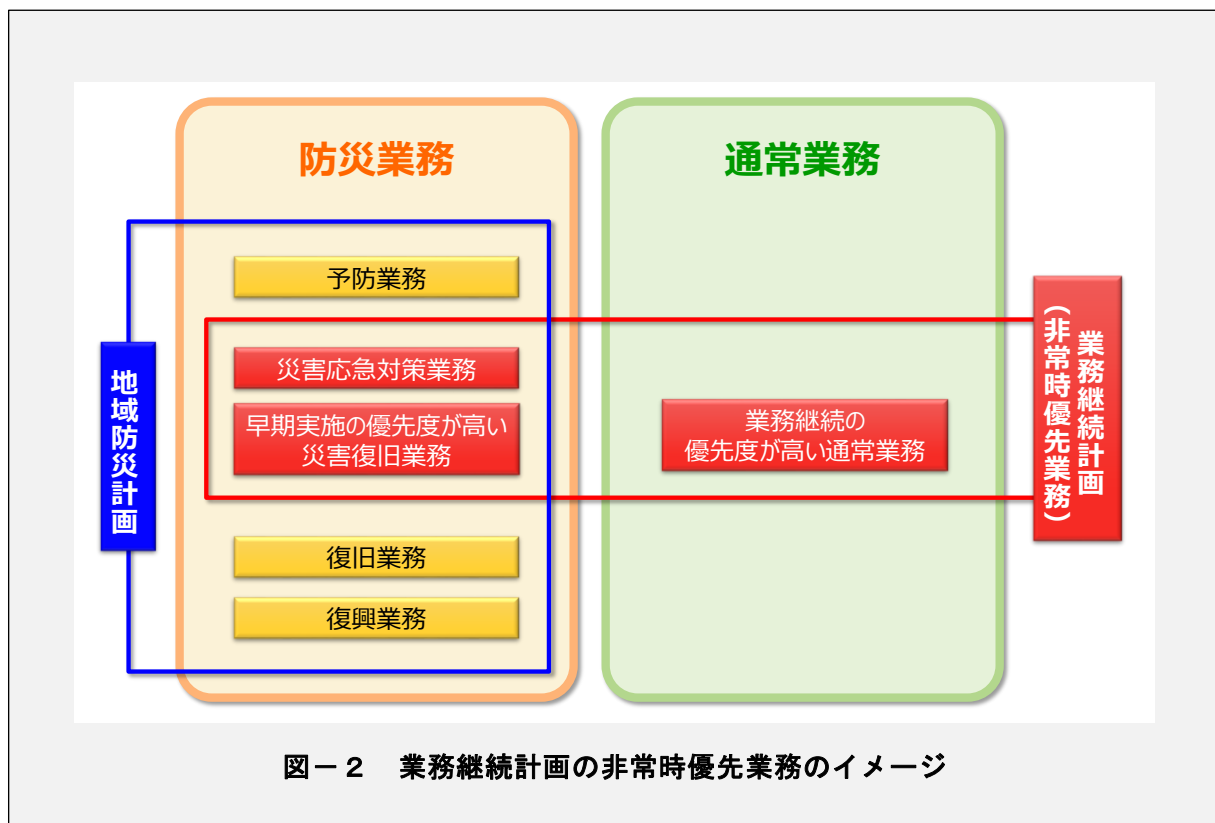
なお、市の対応力を超える大規模な災害が発生した際には、災害発生直後から、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づき、職員の派遣、物資の提供等の支援が行われるため、「陸前高田市地域防災計画」（以下、「市地域防災計画」という。）地震・津波編第2章第9節「受援・応援」に記載された内容を参照しながら、早期に受援体制を確立し、人的資源及び物的資源の受入れに当たることとする。



(2) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、市の防災業務を規定する計画として災害対策基本法第 42 条に基づき策定する計画である。市が行うべき防災対策について、平常時の予防業務、災害発生直後の災害応急対策業務、その後の復旧・復興業務など、防災に関わる対策が網羅的に示されている。

業務継続計画は、地域防災計画を補完し、又は相まって、行政自らが被災し、「人、物、情報等」の資源に大きな制約がある状況下において、これらの資源を効率的に投入することで、非常時優先業務の実効性を確保するための計画である。



地域防災計画と業務継続計画の内容の比較を表-1に示す。なお、非常時優先業務は、地域防災計画で定める「災害応急対策業務」及び「災害復旧業務」と、通常業務のうち、災害時であっても継続が必要な業務によって構成されることから、両計画は整合を図る必要がある。

表－１ 地域防災計画と業務継続計画の比較

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下にあっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施するための計画
策定主体	陸前高田市防災会議	陸前高田市
対象者	陸前高田市、防災関係機関、市民、事業所、自主防災組織等	陸前高田市職員
対象業務	予防、応急対策、災害復旧・復興	非常時優先業務
計画期間	予防から応急対策、復旧・復興	発災から1か月以内

(3) 業務継続計画の基本方針

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後、大規模な自然災害が発生した場合においても業務を停止することなく、市の責務を果たすため、以下の基本方針に基づき業務継続を図るものとする。

- 方針① 東日本大震災からの教訓を踏まえる
- 方針② 市民の生命を最優先で守る
- 方針③ 被災者の生活を支援する
- 方針④ 市民の日常生活を早期に回復させる
- 方針⑤ 平常時から業務継続への意識を高揚させる

(4) 業務継続計画の発動及び解除

ア 業務継続計画の発動

本計画は、市災害対策本部の設置基準に達したときに発動する。

イ 業務継続計画の解除

本計画の解除は、市災害対策本部会議で決定する。

2 業務継続計画の前提条件

本計画は、平成 29 年 7 月 1 日時点の復興整備状況において、東日本大震災と同規模の地震と津波が発生したことを前提とする。

(1) 想定する地震

東日本大震災と同規模の地震が、同時期の平日同時刻に発生し、市域において最大震度 6 弱を観測し、その後も余震が断続的に起こっている状況とする。

(2) 想定する津波

東日本大震災と同規模の津波が、地震発生から約 30 分後に市域に到達したものとする。

(津波情報)

大津波警報	発表	地震発生直後に東北地方太平洋沿岸を中心とする広い範囲に発表
	解除	約 30 時間後に津波警報に切替え
津波警報	解除	約 41 時間後に津波注意報に切替え
津波注意報	解除	約 50 時間後

(3) 想定する被害

市域において、死者・行方不明者・負傷者や、仮設住宅・店舗等を含む多数の建物被害（全壊・半壊・一部損壊等）が発生している。

(市役所の状況)

市職員	安否確認のできない職員あり
市役所庁舎	地震の影響によって傾いているため使用不能
データサーバー	災害発生から 1 週間後まで使用不能

(ライフライン)

電気及び水道	停電・断水するが、代替庁舎付近では電気は 3 日、上水道は 1 か月で復旧
電話等通信機器	衛星携帯電話及び防災行政無線（移動系）を除き使用不能
道路	市域の一部において、災害発生から 1 週間後まで通行不能

3 業務継続体制の確立における重要6要素

(1) 市長不在時の代行順位及び職員の業務体制

ア 代行順位

市長が不在で連絡が取れない場合は、以下に定める順位に従い、市長の職務の代行を行うものとする。また、上位の代行者が不在の場合には、順次下位の代行者を繰り上げて対応することを原則とする。

表－2 代行順位

第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位	参集可能な部長等の職にある者で、在級年数の最も長い者とする。 なお、同一の在級年数の者が2人以上あるときは、陸前高田市部等設置条例第2条に規定する部等の順位とする。

イ 業務体制の整備

各部課等の長は、あらかじめ非常時の職員の安否確認に係る連絡体制を整え、所属する職員に周知するとともに、非常時優先業務の遂行を見据えた業務体制を整備する。また、災害対応の長期化に備え、可能な限り職員の休息を確保する。

ウ 参集基準及び参集場所

職員の参集は、市地域防災計画の参集基準に準じ、全職員が参集する。ただし、非常勤（嘱託）職員及び期限付臨時職員については、就業時間外においては、参集を要しない。

参集場所は、通常勤務地と同様とするが、地区本部員に指名されている職員は、地区本部へ参集する。なお、津波注意報・警報等が発表されている場合は、浸水区域を通らないように参集し、通常経路や交通手段が利用できない場合は、次のとおりとする。

- (ア) 通常以外の経路を検討する。
- (イ) 徒歩、自転車、バイク等を利用しての参集を検討する。
- (ウ) (ア)及び(イ)のいずれも難しい場合は、最寄りの地区本部又は避難所へ参集し、所属長等に報告する。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)のいずれも難しい場合は、所属長等に報告し、指示を仰ぐ。

表－3 市職員の動員配備体制と参集基準

体制区分	参集基準	防災局 消防本部 ・消防署	各部課等 の長	地区本部員・ 防災行政無 線従事者	その他 職員
災害対策本部 非常体制(3号体制)	① 気象等に関する特別警報が発表されたとき ② 震度5強以上の地震が発生したとき ③ 津波警報、大津波警報が発表されたとき ④ 相当規模の災害が発生したとき、又は、相当規模の災害発生のおそれがある場合において、本部長(市長)が必要と認めたとき	参集	参集	参集	参集

(市地域防災計画に基づく参集基準より引用)

(2) 代替庁舎の特定

市役所庁舎が被災した場合、又は余震等による被災が想定される場合には、順次、以下に示す代替庁舎へ機能を移動し、業務を継続する。

災害対策本部については、消防防災センターに設置する。

表－４ 代替庁舎

第1順位	コミュニティホール
第2順位	スポーツドーム
第3順位	学校給食センター

(3) 電気、水、食料等の確保

ア 電気

大規模停電が発生した場合であっても、非常時優先業務の遂行に必要となる電力が供給できるよう、非常用発電機とその燃料の確保に努める。

非常用発電機が整備されていない施設については、今後、整備を検討する。

表－５ 非常用発電機等の整備状況

施設	区分	設置区分	燃料種別	出力	稼働時間	燃料備蓄量	備蓄協定先
市役所庁舎		固定式	軽油	68KW	3.5時間	850	有
		固定式	軽油	68KW	3.5時間	850	有
		固定式	軽油	160KW	2.5時間	1230	有
		固定式	軽油	148KW	2.5時間	1230	有
消防防災センター		固定式	軽油	200KW	75時間	6,0000	有
		固定式	軽油	68KW			有
コミュニティホール		固定式	軽油	72KW	72時間	1,9500	有
		移動式	軽油	1.6KW	12.5時間	160	有
		移動式	軽油	1.6KW	12.5時間	160	有
		太陽光発電	—	28.8KW	—	—	—
スポーツドーム		太陽光発電	—	10KW	—	—	—
		太陽光発電	—	5.5KW	—	—	—
学校給食センター		—	—	—	—	—	—

(平成29年7月時点)

イ 水、食料等

外部からの水や食料等の調達が可能となる場合を想定し、業務を遂行する職員等に必要となる3日分程度の水や食料、生活必需物資等の確保に努める。

また、職員自身においても、あらかじめ災害発生直後の対応に足りる程度の食料等を備蓄し、又は参集時に持参する等の対応に努める。

(4) 通信手段の確保

情報収集・伝達に要する機器については、市役所庁舎、代替庁舎及び防災拠点施設における配備状況を把握するとともに、必要量の確保・配備に努める。その際、防災拠点施設において多様な情報収集・伝達手段が確保できるよう、機器・回線ともに多重化に努める。

災害発生後は、直ちに防災拠点施設におけるインターネット環境の復旧を行い、災害発生状況や被害状況等の情報収集が可能な体制を整えるとともに、通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。

表－6 通信機器の整備状況

施設 \ 機器	災害時優先電話	(防災行政無線移動系)	防災行政情報通信ネットワーク衛星系	衛星携帯電話	(L G W A N) 総合行政ネットワーク	インターネット回線
市役所庁舎	○	－	－	－	○	○
消防防災センター	○	○	○	○	○※	○※
コミュニティホール	－	○	－	○	○※	○
スポーツドーム	－	－	－	－	－	○
学校給食センター	○	－	－	－	○※	○※
各地区本部	－	○	－	○	－	○

※印のネットワーク、インターネット回線については、市役所庁舎と同一の回線である。(平成 29 年 7 月時点)

(5) 重要な行政データのバックアップ

重要な行政データについては、各部課等において適正なバックアップに努めるとともに、バックアップしたデータは、災害による影響が小さい拠点へ保管する等、速やかに活用出来る環境下で管理する。

特に、非常時優先業務に必要となるデータについては、電力やネットワークの確保などの周辺環境も含めた体制整備に努める。

(6) 非常時優先業務

本計画においては、基本方針に則り、災害発生からの時間ごとに行動目標を設定した上で、特に市民生活に影響が大きく、市が総力をあげて取り組むべき業務を、非常時優先業務として選定する。表一七は、非常時優先業務選定の基礎となる行動目標と主な行動を示したものである。

平時から、その執行体制や対応手順を定め、災害発生時には、選定した非常時優先業務が適時適切に執行されるよう努めることとするが、災害状況等に応じて、臨機応変に対応するものとする。(特に、夜間・休日に災害が発生した場合には、職員の参集状況等により、業務開始目標時間等が異なる業務があることを考慮する。)

表一七 災害発生からの時間別の行動目標と主な行動

発災からの時間		行動目標	主な行動
5 3 0 分	地震発生 ～30分以内	市民の命を守るための行動と初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○来庁者等の安全確保・避難誘導 ○市民への避難の呼びかけ ○災害対策本部、指定避難所の設置 ○各救護所の設置、要配慮者への支援 ○災害情報の収集及び発信
当 日	発災後30分 ～当日	被害情報の収集と緊急支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の捜索及び救助 ○必要物資の調達に関する要請 ○各施設の被害状況の把握 ○避難者名簿の取りまとめ ○自衛隊との連絡調整会議
2 日 目	2日目	救助活動と避難者対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○必要物資の配分 ○被災者に対する健康相談、保健指導等 ○被災者支援に関する情報提供 ○福祉避難所の開設 ○住家等被害調査
3 日 目 以 降	3日目 ～発災後1週間	応急復旧活動の開始と被災者支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の相談窓口の設置 ○被災証明書発行 ○仮設住宅候補地調査 ○水道施設の仮復旧 ○保育業務の再開
1 週 間 以 降	発災後1週間 ～1か月以内	市民生活と行政機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物（がれき等）の処理 ○被災者台帳の作成 ○り災証明書の発行準備 ○仮設住宅設置工事 ○支払事務の再開

非常時優先業務 [発災後～30分] 【行動目標 市民の命を守るための行動と初動体制の確立】

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
1	来庁者等の安全確保、救出及び救護活動	全課等	⇒				
2	市庁舎における来庁者等の誘導（指定避難所等）	税務課 市民課	⇒				
3	災害対策本部の設置及び関係機関への通知	防災課	⇒				
4	職員の安否確認	全課等	⇒				
5	重要物品の管理	全課等	⇒				
6	気象情報、地震及び津波情報の収集	防災課 消防本部・消防署	⇒				
7	津波警報等の周知及び伝達	防災課 消防本部・消防署	⇒				
8	避難指示の発令	防災課	⇒				
9	消防防災センター及び防災関連機器の動作確認	防災課 消防本部・消防署	⇒				
10	災害情報の収集、伝達及び報告	防災課 消防本部・消防署	⇒				
11	市内及び周辺救急医療機関の受入態勢の把握	消防本部・消防署	⇒				
12	指定避難所等の開設	地区本部	⇒				
13	庁舎等の被害状況の把握	財政課	⇒				
14	各地区救護所の設置 要配慮者への支援	保健福祉課 子ども未来課	⇒				
15	災害対策本部及び避難所との情報連絡	地区本部	⇒				
16	災害応急対策車両の確保	財政課	⇒				
17	本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底	総務課	⇒				

非常時優先業務 [30分～当日] 【行動目標 被害情報の収集と緊急支援対策】

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
18	行方不明者の捜索及び救助 遺体の捜索及び収容	消防本部・消防署		⇒			
19	市民の安否確認	市民課 地区本部		⇒			
20	要配慮者の安否確認	保健福祉課		⇒			
21	遺体の収容 (検死所・安置所が設置されるまで)	地区本部		⇒			
22	庁内のネットワーク及び電子機器等に 係る被害状況の調査及び報告	総務課		⇒			
23	防災行政無線に係る被害状況の調査及 び報告	防災課		⇒			
24	自衛隊等への派遣要請	防災課 消防本部・消防署		⇒			
25	防災関係機関との災害応急対策の調整	防災課		⇒			
26	災害派遣医療チーム（DMAT）の派 遣要請	保健福祉課		⇒			
27	傷病者搬送に関する県への応援要請	保健福祉課		⇒			
28	消防応援隊の要請及び活動調整	消防本部・消防署		⇒			
29	食糧及び飲料水等の調達に関する要請	農林課		⇒			
30	衣料、寝具及びその他の生活必需品の 調達に関する要請	商政課		⇒			
31	燃料の支援依頼及び供給先の確保	商政課		⇒			
32	県、他市町村及び関係機関等に対する 仮設トイレの要請	まちづくり推進課 都市計画課		⇒			
33	日本水道協会岩手県支部への応急給水 等の応援要請	水道事業所		⇒			
34	介護用品及び介護資機材の要請	保健福祉課		⇒			
35	避難所との連絡調整	地区本部 復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局		⇒			
36	避難所における避難者名簿の取りまと め	地区本部 復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局		⇒			
37	避難所における必要物資の集計	地区本部 復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局		⇒			
38	自主受入避難所等に関する情報収集	地区本部 復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局		⇒			

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
39	コミセン及び文化施設に係る被害状況の調査及び報告	まちづくり推進課		⇒			
40	道路及び橋梁等に係る被害状況の調査及び報告	建設課		⇒			
41	公営住宅等に係る被害状況の調査及び報告	建設課		⇒			
42	上水道の水源等施設に係る被害状況の調査及び報告	水道事業所		⇒			
43	簡易水道の水源等施設に係る被害状況の調査及び報告	水道事業所		⇒			
44	衛生施設に係る被害状況の調査及び報告	まちづくり推進課		⇒			
45	社会福祉施設に係る被害状況の調査及び報告	保健福祉課		⇒			
46	児童福祉施設に係る被害状況の調査及び報告	子ども未来課		⇒			
47	社会教育施設及び文化財に係る被害状況の調査及び報告	管理課		⇒			
48	学校施設等に係る被害状況の調査及び報告	管理課 学校教育課		⇒			
49	医療施設に係る被害状況の調査及び報告	保健福祉課		⇒			
50	医薬品及び医療資機材の点検整備	保健福祉課 国保診療所		⇒			
51	市内の通信設備の状況確認	まちづくり推進課		⇒			
52	各部局における必要な要員数等のとりまとめ	総務課		⇒			
53	県に対する応援職員の要請	総務課		⇒			
54	自衛隊等の受入体制の整備	防災課		⇒			
55	陸前高田市建設業協会による管理道路の啓開及び応急復旧	建設課		⇒			
56	報道機関対応	政策推進室		⇒			
57	自衛隊等との連絡調整会議	防災課		⇒			
58	電力会社との調整	商政課		⇒			

非常時優先業務 [2日目] 【行動目標 救助活動と避難者対応の強化】

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
59	遺体安置所対応	市民課			⇒		
60	死亡届の受付及び埋火葬の許可 県との広域火葬の調整	市民課			⇒		
61	福祉避難所の開設	保健福祉課			⇒		
62	し尿処理に係る対応	まちづくり推進課 (下水道処理区域外) 都市計画課 (下水道処理区域内)			⇒		
63	仮設トイレの受入及び配置	まちづくり推進課 (下水道処理区域外) 都市計画課 (下水道処理区域内)			⇒		
64	ごみ収集車等の応援要請	まちづくり推進課			⇒		
65	受入れ物資の整理及び配分	商政課 農林課 水産課			⇒		
66	必要物資の配分	地区本部			⇒		
67	給水用資機材の確保及び調整	水道事業所			⇒		
68	医療施設等の優先給水の実施	水道事業所			⇒		
69	避難所等への応急給水実施	水道事業所			⇒		
70	緊急輸送車両の確保	財政課			⇒		
71	輸送機関との連絡調整	財政課			⇒		
72	緊急通行車両確認証明書の申請	財政課			⇒		
73	被災者支援及び災害状況に関する広報	政策推進室			⇒		
74	庁内のネットワーク及び電子機器等の 応急復旧措置	総務課			⇒		
75	災害廃棄物(がれき等)の臨時集積場 所の確保	建設課			⇒		
76	災害廃棄物(がれき等)除去用資機材 の確保	建設課			⇒		
77	保健医療関係機関及び支援チームとの ミーティング	保健福祉課			⇒		
78	保健医療福祉活動体制に関する活動計 画作成	保健福祉課			⇒		
79	介護事業所とのミーティング	保健福祉課			⇒		
80	被災者に対する健康相談及び保健指導 等	保健福祉課			⇒		
81	感染症予防用資機材の要請	保健福祉課			⇒		
82	被災者の住宅に関する相談窓口の設置	建設課			⇒		
83	住家等被害調査	税務課			⇒		
84	応援職員に対する宿泊場所、食料及び 生活必需品等の確保	総務課			⇒		
85	災害関係物品の購入及び受払い事務	財政課			⇒		

非常時優先業務 [3日目～1週間] 【行動目標 応急復旧活動の開始と被災者支援の強化】

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
86	所管業務に係る広報資料の収集及び作成整理	全課等				⇒	
87	水道施設の仮復旧	水道事業所				⇒	
88	一般ごみ収集業務の再開	まちづくり推進課				⇒	
89	被災証明書の発行	税務課				⇒	
90	被災宅地危険度判定士及び被災建築物危険度判定士の支援要請	建設課				⇒	
91	仮設住宅候補地の調査	建設課				⇒	
92	仮設住宅建設に伴う県協議	建設課				⇒	
93	被災者の生活相談窓口の設置	まちづくり推進課				⇒	
94	被災児童の相談窓口の設置	子ども未来課				⇒	
95	保育業務の再開	子ども未来課				⇒	
96	消毒活動の実施	保健福祉課				⇒	
97	学校施設の応急危険度判定調査	管理課 学校教育課				⇒	
98	義援金預金口座の開設	会計課				⇒	
99	商工鉱関係及び観光施設に係る被害状況の調査及び報告	商政課 観光交流課				⇒	
100	視察対応及びび国及び県への要望活動	政策推進室				⇒	
101	物資供給事務の総括	復興推進課				⇒	

非常時優先業務 [1週間～1か月] 【行動目標 市民生活と行政機能の回復】

No	業務項目	課 等	業務開始目標時間				
			～30分	当日	2日目	3日目以降	1週間以降
102	被災者台帳等の作成	被災者支援室					⇒
103	広域一時滞在に関する県及び他市町村との協議及び要請	復興推進課 農業委員会事務局 監査委員事務局					⇒
104	り災証明書の発行準備	税務課					⇒
105	学校再開のためのライフラインの確保 (水及び自家発電機等)	管理課 学校教育課					⇒
106	災害廃棄物(がれき等)の処理	建設課					⇒
107	所管する堤防及び水門等の応急復旧	建設課 水産課					⇒
108	漁港内がれき除去	水産課					⇒
109	支払事務の再開	会計課					⇒
110	仮設住宅設置工事	建設課					⇒
111	仮設住宅に関する募集要項及び案内の作成	建設課					⇒
112	仮設店舗整備の相談受付	商政課					⇒
113	被災商工鉦業者の災害融資に関する相談対応	商政課					⇒
114	応急対策に係る補正予算編成作業	財政課					⇒
115	保健事業の再開(乳児健診・予防接種)	保健福祉課					⇒
116	生活保護に関する業務	保健福祉課					⇒

4 業務継続計画の継続性の確保

(1) 研修・訓練の実施

市職員全員が、本計画の主旨及び非常時優先業務の重要性を理解し、災害時に市職員に求められる役割を果たせるよう、職員に対する研修・訓練を実施する。

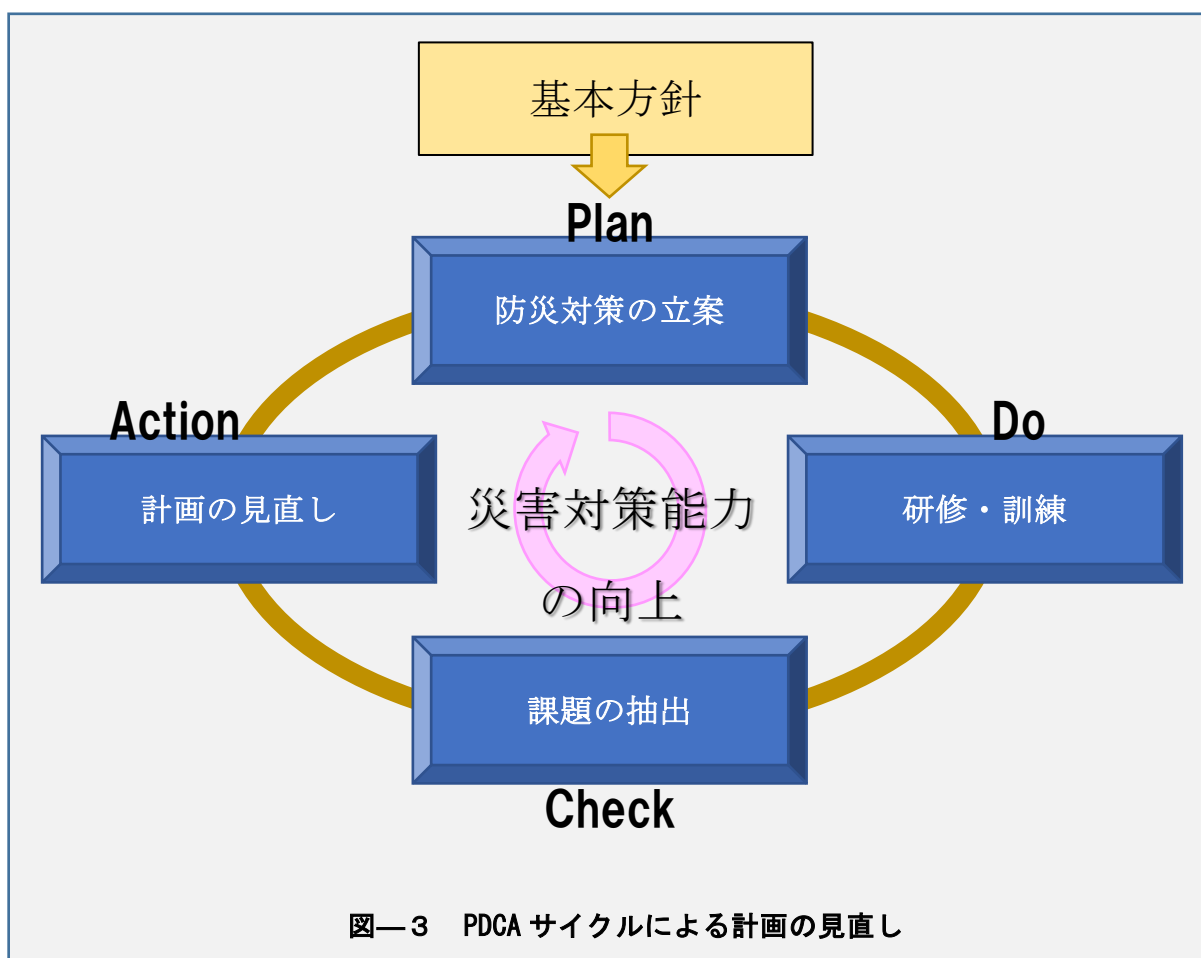
(2) 課題の抽出

研修・訓練の実施により判明した、非常時優先業務を実行する上で支障となる事項については、適宜課題として整理して改善を図る。

(3) 計画の見直し

本計画は、組織改編等に伴って適宜見直しを行い、特に、復興整備の進捗状況や市地域防災計画の見直しに応じて、その内容を反映して整合性を図る。

本計画の運用にあたっては、Plan（計画の策定）、Do（研修・訓練の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）のPDCAサイクルに基づき、研修・訓練の実施等により判明した課題や対処法、改善内容等を適宜反映することで本計画の継続性を確保する。



図—3 PDCA サイクルによる計画の見直し

陸前高田市業務継続計画

平成29年7月策定

(平成31年4月修正)

編集・発行 陸前高田市防災局防災課